

# 鹿屋市男女共同参画推進条例の概要

## 1 条例制定の背景、目的

少子高齢化や人口減少社会に突入した現在、社会変化に対応していくためには、これまでの性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共に意欲に応じて、地域や職場等のあらゆる分野、機会において、ともに参画し活躍できる男女共同参画社会の実現が重要である。

このため、本市の男女共同参画の推進に関し、その基本理念となる条例を制定するものである。

## 2 条例の主な内容

- ① **基本理念**（人権の尊重、性別による固定的役割分担意識の解消、男女の政策立案決定への共同参画、家庭生活の役割分担など6項目）
- ② **市・市民・事業者等の責務**（取組の推進と市の施策への協力）、**教育の推進**
- ③ **男女共同参画を阻害する行為の禁止**（性差別・セクハラ・DV等の禁止等）
- ④ **推進の基本的施策等**（基本計画の策定、推進体制の整備、男女共同参画の機会確保、広報啓発の推進、市民等への活動支援、DV被害防止と救済、ワーク・ライフ・バランスの推進、防災分野での推進など）
- ⑤ **男女共同参画審議会の設置**（市民参加、重要事項等の調査・審議）

## 3 目標と主な取組

### 目標Ⅰ 男女平等意識の醸成を図る

- ・若年期からの人権教育の推進⇒学校での講演会・出前講座の実施
- ・DVなどハラスメント行為の禁止⇒相談室の充実、広報啓発活動の継続

### 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を推進する

- ・企業との連携⇒企業アンケートの実施、協議会等の設置、企業研修等の実施
- ・家庭における男女共同参画の促進⇒家事・育児・介護等の女性負担の軽減

### 目標Ⅲ 女性の職業生活における活躍を推進する

- ・女性管理職登用⇒女性人材育成、登用率アップ
- ・意思決定の場への女性参画の推進⇒各種審議会等における女性委員割合の増加
- ・働きやすい職場づくり⇒男女共に育児休暇等の取得率拡大

## 男女共同参画社会実現の重要性

男女共同参画とは、男女が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自分の個性や能力を発揮しながら社会の色々な分野に参画すること、またそれによって利益や喜びを分かち合い、責任も一緒に担うことをいいます。

「男だから、女だから」という理由で、個人の生き方や人生の選択が制限され、機会が奪われてしまうことは問題です。

少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応するためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性も女性も意欲に応じて、地域や職場等のあらゆる分野、あらゆる機会において、ともに参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現が重要です。

## 条例制定の必要性

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、全国的に男女共同参画推進に向けた取組が進んできましたが、本市においても、「かのや男女共同参画プラン」や「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（鹿屋市DV基本計画）」を策定し、総合的かつ体系的に男女共同参画の推進に向けた取組を進めてきました。

しかし、「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」といった、性別による固定的な役割分担意識や、社会通念、慣習の中での男女の不平等感が、社会の様々な分野において依然として存在し、また配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

鹿屋市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、改めて、男女共同参画の理念を明らかにしその重要性を喚起するとともに、市、市民、事業者等が相互に連携・協力することにより「男女共同参画」を進めていく必要があります。

このようなことから、改めて男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者、行政が一体となった取組をより一層推進するため、条例を制定することになりました。

## 条例の構成

前文 (抜粋)	<p>我が国では、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等及び家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが行われてきた。しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念や慣行・慣例は依然として根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。</p> <p>活力ある鹿屋市の未来を築くためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現が重要である。</p>		
第 1 章 総 則	<p><b>目的（第 1 条）</b> 基本理念、役割、施策の基本的事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>定義（第 2 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画</li> <li>・積極的改善措置</li> <li>・市民</li> <li>・事業者等</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>基本理念（第 3 条）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女の人権尊重</li> <li>2 社会における制度又は慣行についての配慮</li> <li>3 政策等の立案及び決定への共同参画</li> <li>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</li> <li>5 男女の性と生殖についての理解</li> <li>6 国際的協調</li> </ol> </td> </tr> </table> <p><b>責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の責務（第 4 条）</li> <li>・事業者等の責務（第 6 条）</li> <li>・市民の責務（第 5 条）</li> <li>・教育の推進（第 7 条）</li> </ul>	<p><b>定義（第 2 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画</li> <li>・積極的改善措置</li> <li>・市民</li> <li>・事業者等</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス</li> </ul>	<p><b>基本理念（第 3 条）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女の人権尊重</li> <li>2 社会における制度又は慣行についての配慮</li> <li>3 政策等の立案及び決定への共同参画</li> <li>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</li> <li>5 男女の性と生殖についての理解</li> <li>6 国際的協調</li> </ol>
<p><b>定義（第 2 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画</li> <li>・積極的改善措置</li> <li>・市民</li> <li>・事業者等</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス</li> </ul>	<p><b>基本理念（第 3 条）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女の人権尊重</li> <li>2 社会における制度又は慣行についての配慮</li> <li>3 政策等の立案及び決定への共同参画</li> <li>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</li> <li>5 男女の性と生殖についての理解</li> <li>6 国際的協調</li> </ol>		
第 2 章	<p><b>男女共同参画を阻害する行為の禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止規定（第 8 条）</li> <li>・留意事項（第 9 条）</li> </ul>		
第 3 章	<p><b>男女共同参画の推進に関する基本的施策等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（第 10 条）</li> <li>・施策の策定等に当たっての配慮（第 11 条）</li> <li>・年次報告（第 12 条）</li> <li>・具体的施策（第 13 条）</li> <li>・市民等の申出（第 14 条）</li> </ul>		
第 4 章	<p><b>鹿屋市男女共同参画審議会（第 15 条～第 21 条）</b></p>		
第 5 章	<p><b>雑則（第 22 条）</b></p>		

## < 構成図 >

### 基本理念と市民等の責務

#### 6つの基本理念

【第1章】第3条

- ①男女の人権尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の性と生殖についての理解
- ⑥国際的協調

#### 男女共同参画を阻害する行為の禁止

【第2章】  
第8条  
第9条

- ①性別による差別的取扱い禁止
- ②セクハラ、DV、その他他者に対し身体的又は精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③公衆表示情報に関する留意

### 市、市民、事業者等の責務、教育の推進

【第1章】第4条～第7条

#### 鹿屋市の責務

- 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施する
- 市民、事業者等及び国並びに他の地方公共団体との連携に努める

諮問  
答申

【第4章】第15条～第21条

#### 鹿屋市男女共同参画審議会の設置

- 男女共同参画の推進に関する重要事項等の調査・審議

**市民の責務** ○家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に協力するよう努める

**事業者等の責務** ○事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に協力するよう努める

**教育の推進** ○教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努める

### 男女共同参画推進の基本的施策等

【第3章】第10条～第14条

- 男女共同参画基本計画の策定
- 施策の立案、決定における男女共同参画の推進
- 市民及び事業者等への情報提供や必要な支援
- 男女共同参画推進に関する調査研究
- 市民等の申出に対する適切な対応

- 法制上、財政上の措置
- 広報啓発活動の推進
- DVの防止と被害者の救済
- ワーク・ライフ・バランスの取組
- 防災分野での推進

男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる

**男女共同参画社会の実現**